

平成25年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 5 日)

議事日程 (第 5 号)

平成25年 6 月 19 日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第54号	壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 2	議案第55号	壱岐市暴力団排除条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 3	議案第56号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 4	議案第57号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・否決 討論 本会議・可決
日程第 5	議案第58号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 6	議案第59号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 7	議案第60号	平成 2 5 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 1 号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 8	議案第61号	平成 2 5 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 9	議案第65号	財産の無償譲渡について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	要望第 1 号	地方自治法第 2 5 2 条の 4 3 第 1 項「個別外部監査契約」についての要望	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第11	要望第 2 号	男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第12	議案第66号	損害賠償の額の決定について	建設部長 説明 質疑なし 委員会付託省略 可決
日程第13	発議第 2 号	壱岐市選挙公報の発行に関する条例の制定について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第14	発議第 3 号	壱岐市議会基本条例の一部改正について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第15	発議第 4 号	合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第 5 号に同じ)

出席議員 (19名)

1 番	久保田恒憲君	2 番	呼子 好君
3 番	音嶋 正吾君	4 番	町田 光浩君
5 番	小金丸益明君	6 番	深見 義輝君
7 番	町田 正一君	8 番	今西 菊乃君
9 番	市山 和幸君	10 番	田原 輝男君
11 番	豊坂 敏文君	13 番	鶴瀬 和博君
14 番	榊原 伸君	15 番	久間 進君
16 番	大久保洪昭君	17 番	瀬戸口和幸君
18 番	牧永 護君	19 番	中田 恭一君
20 番	市山 繁君		

欠席議員（なし）

欠 員（1 名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局次長補佐	吉井 弘二君	事務局書記	若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2 名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたして

おりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第5号により、本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案1件を受理し、お手元に配付をいたしております。

日程第1．議案第54号～日程第11．要望第2号

○議長（市山 繁君） 日程第1、議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成についてから、日程第11、要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望まで、11件を一括議題といたします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（今西 菊乃君） それでは、総務文教常任委員会の報告をいたします。

壱岐市議会議長市山繁様、総務文教常任委員会委員長今西菊乃。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第55号壱岐市暴力団排除条例の一部改正について、原案可決。議案第56号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第57号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について、否決。

委員会意見といたしまして、否決した議案第57号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定については、平成23年6月定例会一般質問の答弁で「市長給与の削減はしない」と市長はみずから明言された。厳しい財政状況の中、答弁を重要視され今日まで減額は行われず1年3カ月が経過したものの、提案理由にある壱岐市の財政状況が極端に変わったわけではない。

また、今回提案をするのなら市長2期目の当初に提案すべきであり、市長は揺るがぬ信念と責任をもって政策に取り組むべきである。

地方交付税の減額措置や職員との兼ね合いを考慮してと言うのであれば、年度当初に提案すべきであって、年度途中の提案は理解しがたい。また、減額の期間も短期間ではなく任期中の提案をすべきである。

なお、平成26年度より合併算定替えに伴い地方交付税も段階的に削減され、職員・特別職の給与等及び議員報酬は、今後の財政状況を鑑み抜本的な改定を検討すべきである。安易な削減はすべきではない。

続きまして、要望書の委員会報告をいたします。

壱岐市議会議長市山繁様、総務文教常任委員会委員長今西菊乃。

委員会審査報告書、本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

要望第1号、平成25年3月5日付託。地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望。審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見を下記のとおり添付いたしております。

措置、市長へ送付。委員会意見、要望第1号地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望は採択すべきものとしたが、市は今年4月より顧問弁護士と法律顧問契約をしているので対応できることもあると思われる。

この後の取り扱いについては、市長に一任することといたします。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

○厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第58号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第65号財産の無償譲渡について、原案可決。

委員会意見として、市民部市民福祉課と保健環境部健康保健課においては、機構の見直しを行い、常に連携を密にし、市民の健康及び福祉に関する業務に対応すること。

以上であります。

○議長（市山 繁君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（田原 輝男君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について、原案可決。議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。議案第61号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

続きまして、委員会審査報告書、要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望。審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、下記のとおり。措置はなしです。

委員会の意見といたしまして、要望の計画は、すばらしいものがありますが、現状における市の財政は極めて厳しい状況にあります。したがって、この計画は現実的に難しいところがある。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。豊坂敏文予算特別委員長。

〔予算特別委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○予算特別委員長（豊坂 敏文君） 予算特別委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第60号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）、審査の結果、原案可決。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号壱岐市暴力団排除条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第55号壱岐市暴力団排除条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第56号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。牧永議員。

〔議員（18番、牧永 護君） 登壇〕

○議員（18番 牧永 護君） この案件については、総務文教常任委員会で否決ということで

ございますけど、委員会の意見は十分尊重した上で討論します。

私は、さきの議会の議案で、市長等の給与カットはすべきという意見を申し上げましたが、通りませんでした。その後、市長は市民に民意を問われ、今回カットの提案をされました。内容については、私としては一部認めがたい点がありますが、この点については、今後検討したいと思います。このことで職員、三役、市民の信頼関係が修復されるものと思い、賛成討論とします。

〔議員（１８番、牧永 護君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） ほかに討論はありませんか。今西議員。

〔議員（８番、今西 菊乃君） 登壇〕

○議員（８番 今西 菊乃君） 委員会の意見を尊重しての賛成討論という牧永議員の討論でございましたが、私は委員長といたしまして反対の討論をさせていただきます。

市長は２３年の６月に「削減をしない」と明言されたわけです。これは選挙前でもございました。しかしその時点で、任期中の４年間、市の財政状況がどういうものであるか、市民感情がどういうものであるか、職員との兼ね合いがどういうものであるかは十分承知をして発言されたものと思います。

市長の議会での答弁、発言については、揺るがぬ信念と責任をもってその政策に対応していただきたいと思います。

そしてまた、４月に職員の給与の削減がございましたが、これは継続して削減されたものでございます。今回の市長の提案は突発的なものでございます。やるのであれば年度当初にやるべきであったと思います。職員の給与を削減したときに特別職の削減をしなかったということは、その時の市民や職員の感情というものは推測されたはずでございます。その上、当初提案がなかったということは、その時まで削減の意思はなかったのではないかというふうにもとれます。また、職員の給与と議員報酬、特別職の給与等そういうものに関するものは、突発的に小手先だけの安易な対策であってはならないと思います。

この件に関しては委員会の意見でも申し上げましたが、合併の算定替えがございますので、この日に準じて根本的に見直して、途中の削減とかなないようにすべきなのではないかと思いますので、反対の立場で討論いたします。

〔議員（８番、今西 菊乃君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） ほかに討論はありませんか。音嶋議員。

〔議員（３番、音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（３番 音嶋 正吾君） 私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

委員長報告にございましたが、３月議会において、市長に、病院改革いわゆる病院企業団への加入に伴い人件費の見直しをすべきという提案がございました。その折りに、一般質問で、私は、

みずから市長は身を切るべきではないかと、職員に範を示すためにも身を切るべきではないかという一般質問をいたしました。

委員長報告のとおり、明確に否定をされました。しかしその後、やはり市民の声、そして現下の状況を考えたときに、今回の提案に至ったと考えております。

私は、市長のみならず三役の給与の削減が提案をされております。このことは、やはり尊重すべきであるというふう考えるのであります。

この、いわゆる給与の削減は、一律化であるというふうに思うのであります。

委員長の報告のとおり、年度当初に、当然、任期期間中削減をすると、そうした思い切った発言がなされてもしかるべきと考えておりますが、現下におきまして職員の給与との整合性を考えた上で、私は原案に賛成をいたします。

〔議員（３番、音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案５７号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） しばらく待ってください。

報告します。起立同数です。それで、議長判断ということになるわけですが、私も、それは今までどおりでいいと思いますけれども、こういう時節を鑑み、市長もそうした三役の減額を考えていらっしゃいますので、私としては原案に賛成をさせていただきたいと思っております。

よって、議案第５７号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定については可決されました。

次に、議案第５８号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第５８号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５９号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５９号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第５９号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６０号平成２５年度壱岐市一般会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第６０号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第６０号平成２５年度壱岐市一般会計補正予算（第１号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第６１号平成２５年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第６１号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。

よって、議案第６１号平成２５年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６５号財産の無償譲渡について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第65号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、要望第1号地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、要望第1号地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。したがって、この要望について採決をいたします。要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望について、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立なしです。

よって、要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第12. 議案第66号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第12、議案第66号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、担当部長に説明をさせます。よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） このたびの事案は、6月会議の会議中に損害賠償の額の決定などにつきまして、説明できる状況になりましたので、追加議案として提出いたすものでございます。

議案第66号損害賠償の額の決定について、次のとおり損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市勝本町個人、損害賠償の額27万6,775円、損害賠償の理由、平成25年5月18日午後5時50分ごろ、郷ノ浦町本村触の市道城ノ辻平田線におきまして、個人所有の車両が道路横断側溝を通過した際に、側溝蓋によって車体を破損したことによります。

この側溝蓋は、グレーチングの下に鋼板を敷いたかさあげ型で設置されたものでございまして、このかさあげ部分が経年劣化によって外れて車両が通過した際にグレーチングがはね上がって車体のテールを損傷させたものでございます。

提案理由、損害賠償の額の決定については地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、議会の議決を経る必要があります。この現場は、事故後速やかにカラーコーンなどを設置しまして安全対策を行いました。そして、横断側溝へのコンクリート製の、2次製品でございすけどもU字溝をつけまして、グレーチングはボルト固定式に改善しております。市道の延長は1、2級路線、その他合わせまして約1,336キロございますので、全ての線をリアルタイムで状況を把握することが非常に困難でございますけども、今後も市民の皆様、公民館長様方からの情報を受けながら、維持・修繕に努めてまいります。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。

よって、議案第66号損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第2号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第13、発議第2号壱岐市選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員。

〔議員（13番、鵜瀬 和博君） 登壇〕

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第2号、壱岐市選挙公報の発行に関する条例の制定について、提出者、壱岐市議会議員鵜瀬和博、賛成者、同じく小金丸益明、町田光浩です。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

提案理由としまして、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、壱岐市議会議員及び壱岐市長の選挙における候補者の政見等を選挙人に周知する選挙公報を発行するため、条例を制定するものであります。

第1条趣旨、この条例は、公職選挙法第172条の2の規定に基づき壱岐市議会議員及び壱岐市長の選挙における公報の発行に関し必要な事項を定めるものとします。第2条に選挙公報の発行、第3条に掲載文の申請、第4条に選挙公報の発行手続、第5条に選挙公報の配布、第6条に発行の中止、第7条に委任。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される一般選挙から適用するというふうにしております。詳細につきましてはお手元の

以上です。

○議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔議員（13番、鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第2号壱岐市選挙公報の発行に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14．発議第3号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第14、発議第3号壱岐市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員。

〔議員（13番、鵜瀬 和博君） 登壇〕

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第3号、壱岐市議会基本条例の一部改正について、提出者、壱岐市議会議員鵜瀬和博、賛成者、同じく小金丸益明、田原輝男。

別紙のとおり、地方自治法第112条及び市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由としまして、法第180条第1項の規定による市長において専決処分することができる事項を変更するため改正するものであります。

壱岐市議会基本条例の一部を改正する条例。壱岐市議会基本条例の一部を次のように改正する、第11条第1項第1号中「50万円以内」の次に「（損害賠償の相手方が複数であっても、同一原因に起因するものは、一件とみなす。）」と加える。附則、この条例は公布の日から施行するようにしております。

以上です。

○議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔議員（13番、鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第3号壱岐市議会基本条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第15. 発議第4号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第15、発議第4号合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。6番、深見義輝議員。

〔議員（6番、深見 義輝君） 登壇〕

○議員（6番 深見 義輝君） 発議第4号、提出者、深見義輝、賛成者、鶴瀬和博、同小金丸益明。

合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書（案）

全国的に国策として推進された平成の大合併により、長崎県内の市町村数は、合併前の79市町村から21市町に再編され、市町村数の減少率73.4%と、全国でも最も合併が進んだ県であり、本市においても平成16年3月1日に4町で合併したところである。

合併市町では、厳しい財政状況の中で、普通交付税の算定の特例となる「合併算定替」の措置等により住民サービスを何とか維持しているものの、「合併算定替」は合併後10年間の特例期間に続き、5年間の経過措置を経て段階的に減額されることとなる。

本市では、合併後、行革努力を重ね、算出の削減を実現してきたものの、一方で旧町地域の人口減少に歯どめがかからず、地域の維持・活性化のために多数の費用を要しており、平成26年度の普通交付税から段階的な縮減が始まれば、大幅な財源不足が生じることが見込まれる。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するものである。

よって、国におかれては、交付税の算定にあたって、合併により広域化した市町の財政需要の実態を十分踏まえ、下記の事項について実現するよう強く要望する。

合併市町が今後も一体となって住民サービスを維持し、将来のまちづくりが力強く推進できるよう、合併団体であるがゆえに削減ができない財政需要や新たな財政需要に対応したきめ細かい補正等の創設を行うことにより、合併算定替の終了によって捻出された財源の相当額を合併市町村に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。平成25年6月19日長崎県壱岐市議会、提出先は以上のとおりです。

○議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔議員（6番、深見 義輝君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第4号合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りいたします。6月会議において議決された案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、この整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたします。

○議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで市長からの挨拶の申し出がありますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議会定例会 6 月会議の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

6 月 5 日から本日まで 15 日間にわたりまして、本会議並びに委員会を通じまして貴重な御審議、また、さまざまな御意見、御助言を賜り、厚くお礼を申し上げます。

賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御理解、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、議員皆様には、本 6 月会議が今任期中 4 半期ごとの会議の最後となるものでございます。皆様の中には今期限りで御勇退され、後進に道を譲られる方、次期選挙に再び立候補の決意をされてる方がおられます。振り返りますと、議員皆様は平成 21 年 8 月市議会議員選挙において市民皆様の付託を受け、見事御当选され、今日まで壱岐市の振興、発展そして本市が抱えるさまざまな課題の解決等、御尽力をいただいたところであります。市民皆様のため、そして壱岐市の発展を、この同じ志を胸に議員皆様方と議論を尽くし、叱咤激励をいただきながら市政運営に全力で取り組んでまいりました。

これまで、一支国博物館の開館、中学校 4 校体制の開始、光ケーブル網整備による防災告知放送、壱岐市ケーブルテレビの開局、学校給食施設の整備、一般廃棄物処理施設の整備、そして福祉・教育の充実、第 1 次産業、観光の振興など、多くの各種振興施策を議員皆様とともに推進してきたところであります。また、市民病院の長崎県病院企業団加入については、議員皆様の多大な御理解と御提言をいただき、全力で取り組んでいるところであります。

現在、総病院長の強力なリーダーシップのもと、医師の確保を初め診療体制の充実を図り、市民皆様に信頼される病院、さらには市民皆様が安心して暮らせる地域医療提供体制の充実に向け、着実に前進をしております。

これら各種施策は、市民皆様、そして議員皆様の多大な御理解、御協力の賜物であり、ここにあらためて感謝を申し上げます。

今回御勇退される議員の皆様には、これまでの御指導、御協力に対し心から敬意と感謝を申し上げますとともに、健康には十分御留意され、今後とも市政に対し御指導賜りますようお願いを申し上げます。また、次期選挙に臨まれる皆様には御健闘をお祈りいたしますとともに、選挙期間中厳しい暑さも予想されますので、くれぐれも健康には御留意され、再選を果たされることを

お祈り申し上げます。

さて、去る6月12日、白鷗大学教授、東北福祉大学特任教授であり、長年にわたり積極的にボランティア活動に関われ、テレビ番組に数多く出演されるなど、全国的にも著名な福岡政行氏を壱岐市観光大使に委嘱を行ったところであります。福岡氏は、本年2月に開催された壱岐市社会福祉大会において講師として来島されており、壱岐の自然や風土に感銘され、また、東日本大震災被災地において本市のボランティア団体との活動を通じた交流など、こうしたご縁により、今回、壱岐市観光大使をお願いしたところであります。また、来る6月24日には梅屋庄吉とトク夫妻の曾孫、ひ孫に当たられ、日比谷松本楼代表取締役副社長である小坂文乃氏に、同じく壱岐市観光大使を委嘱することとしております。皆様御承知のとおり梅屋トクは本市勝本町の出身であり、中国における辛亥革命指導者孫文と宋慶齡の婚礼の仲立ちをされ、その存在の重要性が再認識され、一支国博物館には中国政府から長崎県へ贈られた胸像を設置いたしております。長崎県におきましては、孫文、梅屋庄吉と長崎プロジェクトを展開しており、小坂文乃氏はこのプロジェクトの中心的存在であり、また、講演会なども含めてたびたび壱岐を訪問されるなど、壱岐市に大変愛着を持っておられ、観光学にも造詣が深いことから今回観光大使をお願いし、快く了承を得たところであります。

御両名にはそれぞれの分野における幅広い活動と行動力、その豊富な人脈をもって壱岐市を大いにPRしていただくことを期待するものであります。

さて、これから梅雨も後半に向かい集中豪雨等が発生することも予想されます。壱岐市といたしましては、今後も防災対策に万全を期してまいります。市民皆様におかれましても、今後の気象情報等には十分御注意いただくとともに、日ごろの備え等、再度御確認いただきますようお願いいたします。

また、これから壱岐が観光地として最も輝く季節を迎えますが、一方で厳しい暑さが連日続いてまいります。市民皆様には、健康に十分御留意され、日々健やかに過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） ありがとうございました。

以上をもちまして、平成25年壱岐市議会定例会6月会議を終了いたします。

以上で散会をいたします。大変お疲れさまでした。

午前10時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

副 議 長 中田 恭一

署名議員 音嶋 正吾

署名議員 町田 光浩

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員